

東北大学

# かわしまりゅうた 川島隆太教授による 講演会開催のお知らせ



**川島隆太教授プロフィール**  
1959年生まれ。東北大学医学部卒。同大学院卒(医学博士)。スウェーデン王立カロリンスカ研究所客員研究員、現在東北大学教授。

## 『早寝早起き朝ごはん』事業

湯浅町教育委員会では、子どもたちが健やかに成長していくために、本年度も「早寝早起き朝ごはん」事業を推進していきます。基本的な生活習慣の大切さとともに、本年度はスマホやゲームなどが学力にどう影響するのかという研究成果等を、脳科学の第一人者の川島隆太教授にお話していただきます。

- 日時** 平成30年 **6月16日(土)**  
10:00~11:30
- 場所** 湯浅町立湯浅中学校校体育館
- 対象** 湯浅中学校生徒・保護者
- 演題** 「やってはいけない脳の習慣について(仮題)」

## 平成30年度 湯浅町職員採用試験のご案内

お問い合わせ：総務広報課 総務係 ☎64-1108

【採用予定時期】 平成31年 **4月1日**

【一次試験日程】 平成30年 **7月22日(日)**

### 【受験資格】

(1)年齢・資格に関する要件

| 職種    | 受験資格                         |   |
|-------|------------------------------|---|
| 一般行政職 | 昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方 |   |
| 資格免許職 | 保育士                          | ①昭和48年4月2日以降に生まれた方<br>②保育士資格及び幼稚園教諭普通免許の両方取得している方又は平成31年3月末までに資格取得見込みの方 |
|       | 保健師                          | ①昭和58年4月2日以降に生まれた方<br>②保健師の資格を取得している方又は平成31年3月末までに資格取得見込みの方             |

- (2)日本国籍を有する方
- (3)平成31年4月1日から勤務が可能なる方
- (4)原則として、採用後湯浅町内に居住もしくは徒歩又は自転車等で30分以内に登庁することが可能な方
- (5)地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません

### 【申込用紙の交付場所及び受付期間】

交付・受付場所：湯浅町役場 2階 総務広報課 (16番窓口)  
期 間：平成30年6月4日(月)~7月6日(金) 午前9時~午後5時 (土日は除く)  
※郵送による請求期間は、平成30年6月4日(月)~6月27日(水)到着分まで

| 採用予定人員 |        |
|--------|--------|
| 職種     | 採用予定者数 |
| 一般行政職  | 若干名    |
| 保育士    | 1名     |
| 保健師    | 1名     |

## 湯浅広川消防組合 からののお知らせ



お問い合わせ：消防本部予防課  
☎23-3128

皆さん6月3日(日)から6月9日(土)までは危険物安全週間です。危険物って何だろう?こう思われた方もいると思います。危険物とは消防法で定められており①火災発生の危険性が大きい②火災拡大の危険性が大きい③消火の困難性が高いこの3つの危険性を持った物品の事を言います。危険物は、私たちの生活でも多く使用されており、ガソリン、灯油、天ぷら油、マニキュアや除光液なども含まれます。また、全国的にも①バーベキューコンロの炭火にゲル状の着火剤を注ぎ足したら、着火剤の一部が火の付いた状態で飛散し、近くにいた子供がやけどした。②マニキュアの除光液で爪の手入れをしていた途中、たばこを吸おうと火をつけたら、除光液の蒸気に引火しやけどした。③石油ストーブの火を消さずに燃料タンクに灯油を補給し、灯油がこぼれ火災となった。など様々な火災が発生しています。皆さん危険物を使用する際は必ず火を消し、周囲の火気使用についても充分注意してください。この6月の危険物安全週間を機に、危険物について理解を深め、安全に保管、使用をしてください。

## 湯浅町定住促進 奨励金制度について

お問い合わせ：産業建設課 管理係  
(18番窓口) ☎64-1124

定住促進と地域の活性化を図るため、湯浅町内に住宅を新築又は購入しようとする若年層の方を対象に住宅取得の支援を実施します。来年3月までに完成が見込まれる方は、ぜひお申し込みください。

◆奨励金額 30万円(ただし、予算の範囲内です) ◆申し込み 事前協議が必要ですので10月31日(水)までに事前協議書(様式1)を産業建設課に提出してください。(その後、申請書の提出となります) 【申請者要件】 ①申請日において湯浅町に定住の意志を持って居住していること。 ②申請者は所有権保存登記日に40歳未満であること。ただし、婚姻している夫婦の場合、いずれかが40歳未満であること。 ③取得した住宅の所有者が申請者本人であること。ただし婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれか又は、共有であること。 【住宅要件】 ①指定期間内に住宅を湯浅町内に新築又は売買(建築住宅、中古住宅)により取得したもの。 ②玄関、居室、便所及び台所を備えており、延べ床面積50㎡以上のもの。 ③併用住宅の場合は、店舗・事務所等の部分を除いた住宅部分で①②の条件を備えるもの。 ④相続、贈与、その他取得対価を伴わない事由により建物を取得した場合や増改築などは対象外とする。 詳しくは産業建設課 管理係までお問い合わせください。

## 平成30年度 住宅耐震診断申込者募集!

お問い合わせ：産業建設課 工務係  
(18番窓口) ☎64-1124

1. 耐震診断事業  
●費用 無料  
●募集定数 先着7件  
●費用 診断費用の2/3を補助(8万9千円上限)  
●募集定数 先着3件  
(3)申込み方法 産業建設課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入等のうえ、お申し込みください。  
※申込用紙は、事前に産業建設課において配布しています。  
(4)受付期間 6月4日(月)午前9時から受け付けます。 ※定数になり次第締め切らせていただきます。  
(5)対象建物 ①平成12年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅、長屋、共同住宅 ②地上階数が2階以下で200㎡以下のもの。

2. 耐震改修事業  
耐震診断を受けられた方で、診断結果が悪い場合には、補助工事に対する補助事業があります。  
●補助 設計費用の2/3 (最大13万2千円) 工事費の2/3+11.5% (合わせて最大101万1千円)

◎耐震補強設計と耐震改修工事を一体的に実施 (今年度から追加されています) ●補助 ①工事額の2/5 (最大50万円) ②設計費と工事費の合計額から①を引いた額 (最大66万6千円) ●募集定数 先着4件 ※募集の戸数は予算の都合により増減する場合があります。 詳しくは、産業建設課 工務係までお問い合わせください。